

# 児童センターについて (地域子育て相談機関)

## (1) 児童センター運営事業

### 【事業の目的】

『こどもまんなか社会』の実現に向け、こどもたちが安心して自由に学び、遊ぶことができる居場所の提供を推進し、地域全体で健やかな成長を支える体制を構築する。

また、妊産婦や子育て世帯、こどもたちが気軽に相談できる身近な窓口として、地域子育て相談機関の機能充実を図る。

### 【児童センターの機能】

- 地域のこどもの居場所
- 地域の子育てサークルの拠点
- 子育て寄り添いおむつ事業の支援員の拠点
- サテライトスクールとして整備（不登校児童の居場所）
- 地域子育て相談機関（R7.5から 市内6か所に設置）

### 【取り組み】

- スキルアップ研修会（市・県主催）

児童センター職員や「子育て寄り添いおむつ事業支援員」の相談対応スキルアップを図るため、関係機関との連携に関する研修へ積極的に参加する。また、子育て応援ステーションと連携した支援の充実を図ることで、地域における子育て支援や相談支援を支える環境づくりを推進する。

- 遊び場・居場所としての活用と周知

各児童センターの地域活動や自主事業について、SNSや広報を活用した効果的な周知を図るとともに、「場の提供」として児童センターのさらなる利活用を推進する。

### 【指定管理者の指定について】

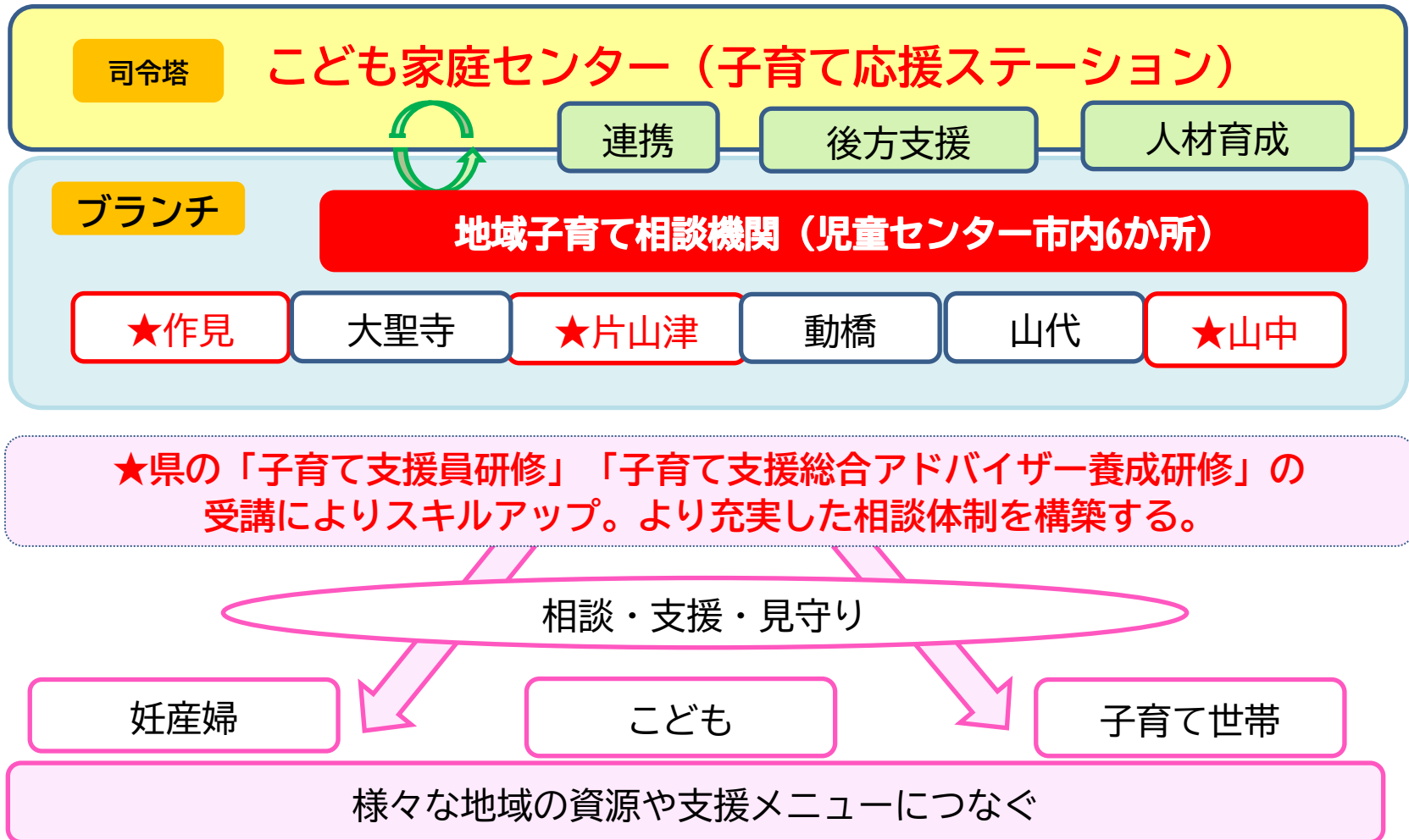
指定管理者：社会福祉法人 加賀市社会福祉協議会

指定期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日

# 児童センターについて (地域子育て相談機関)

## (2) 地域子育て相談機関

妊産婦、子育て世帯、こども等が気軽に相談できる身近な相談窓口として、相談対応、情報提供、関係機関との連絡調整を行うほか、子育て応援ステーションとも連携した支援を行う。



# 児童センターについて（利用状況）

## (3)利用者の推移（R4年度～R7年度）

